

# 甘い言葉にご用心!

札幌市消費者センターでは、消費生活の上でのいろいろなご相談をお受けしており、その一部をご紹介します。商品やサービスの契約などで「おかしいな」と思ったときには、**下記**にご相談ください。



## 点検商法

「点検にきた」「交換が必要」などと言い家庭を訪問して不安をあおり、商品を販売したり、工事の契約をさせたりする商法です。事例として、「布団の点検に男性2人が自宅に訪問してきた。羽毛布団を見せたところ、こんな分厚い羽毛布団を使用している人はいないので2枚に分けた方がいいと勧められ、言われるままに、布団のリフォーム契約をした。その後冷静になり、考えると必要のない契約で

あった。」という相談が寄せられています。  
「あやしい」と思ったときは、契約するのを、**止めましょう。また「格安」「サービス期間」**などといった言葉には気をつけ、本当に必要な契約なのかよく考えてから、契約しましょう。

## 不当請求

パソコン、携帯端末などの有料情報サイトから「登録無料期間内に退会処理がされていないため、登録料金が発生している」との心当たりのないメールが届いた。連絡をすると、明日中に請求金額を支払うように言われ、払わないと訴訟を起こすと脅されるという事例がありました。

また、契約会社及び債権回収業者に対しての契約不履行で、裁判所に提訴した。そのため連絡を指示するはがきが届いたという事例もありました。

ほとんどが、不特定多数の人に、支払い根拠のない請求をして金銭を要求する**不当請求**です。身に覚えがなければ、**①支払わない②連絡先には連絡しない③個人情報教えない④不審なメールは開かない、返信しない**を心掛けましょう。

## 医療費還付金詐欺

区役所など行政機関の職員を騙り「医療費の過払い分（還付金）が戻るので、これから言う連絡先に連絡するように」という電話が自宅にかかってくる事例が増えています。指定された連絡先に電話をかけ、担当者と呼び出してもらったところ、金融機関のATMコーナーに言葉巧みに連れ出し、振り込みをさせようとしたり、電子マネーで振り込むなどと携帯端末を操作させようとしたりする事例がありました。

還付金の受け取りのために、**行政機関の職員がATMや携帯端末で電子マネーの操作を求め**ることは、**ありません。**



## 札幌市消費者センター消費生活相談室

☎728-2121 北区北8西3札幌エルプラザ2階  
(相談時間) 窓口相談：午前9時～午後4時30分  
電話相談：午前9時～午後7時  
(土・日・祝日は休みです)

